

遺伝子組換え作物栽培指針検討委員会設置要領

(設置)

第1条 遺伝子組換え作物等に関する技術革新や県民理解の状況等を踏まえて、平成16年8月に策定した「遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針（以下「指針」という。）」について意見を聴くため、指針に定める規定に基づき、遺伝子組換え作物栽培指針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べる。

- (1) 指針の内容に関する事
- (2) 遺伝子組換え作物等に対する県民の理解促進方策に関する事
- (3) その他指針の内容に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、学識経験者、消費者および生産者等から、別表に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- 2 委員は、10名以内とする。
- 3 委員会に座長を置き、委員の互選により定める。

(会議)

第4条 委員会の会議は、農政水産部長が招集し、座長が議長となる。

- 2 委員会は、年1回以上開催する。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、農政水産部農政課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、農政水産部長が座長と協議の上で別に定める。

付則

この要領は、平成17年9月22日から施行する。

(別表)

遺伝子組換え作物栽培指針検討委員会委員名簿

部 門	氏 名	所 属 機 関 ・ 団 体
学識経験者	高橋 克忠	特定非営利活動法人 けいはんな文化学術協会理事長
"	長谷川 博	滋賀県立大学環境科学部教授
"	大島 淳	長浜バイオ大学バイオサイエンス学部 主任教授
"	田中 良和	サントリー（株）R&D推進部植物科学研究所長
生産者 生産者団体	辻林 ひさ子	滋賀県指導農業士会
	嶋村 実	滋賀県農業協同組合中央会農業対策部長
流通団体	岩井 利之	全国農業協同組合連合会滋賀県本部米穀部長
消費者 消費者団体	苗村 暢子	滋賀県地域女性団体連合会副会長
	大西 久子	滋賀県消費学習グループ連絡会会長
	西山 実	生活協同組合コープしが理事長